

寒川町部設置条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 ～略～ <u>都市建設部</u> <u>拠点づくり部</u> (事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 ～略～ 都市建設部 (1)～(8) (略) (加える) <u>拠点づくり部</u> (1) <u>ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u> (2) <u>田端西地区のまちづくりに関すること。</u> (3) <u>寒川駅北口地区土地区画整理事業に関すること。</u> ～略～	(設置) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 ～略～ <u>都市建設部</u> (事務分掌) 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 ～略～ 都市建設部 (1)～(8) (略) (9) <u>ツインシティ倉見地区及び新幹線新駅に関すること。</u> (10) <u>田端西地区のまちづくりに関すること。</u> (11) <u>寒川駅周辺整備に関すること。</u> (削る) ～略～ <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>